

第2章 環境行政の総合的推進

第1節 環境基本条例

1 条例制定の趣旨

生活排水等による水質汚濁や廃棄物等の増大，あるいは地球温暖化等の地球環境問題等の新たな環境問題に適切に対処するためには，従来の事業者に対する規制的手法だけでは対応が困難であり，行政，事業者，県民がそれぞれの立場，役割に応じて，自主的積極的に環境の保全及び形成に取り組むことが必要です。

このため，ライフスタイルや社会経済活動全体が環境に配慮されたものとなるよう，県民，事業者，行政それぞれの責務を明らかにするとともに，公害の防止，自然環境の保全，地球環境の保全などに関する各種施策を推進するに当たっての基本理念や基本方針を定めた環境基本条例を制定し，平成11年4月1日から施行しています。

2 全体構成

(1) 前文

(2) 総則（第1条～第9条）

①基本となる項目についての規定

目的，定義，基本理念，県・市町村・事業者・県民の責務，相互連携，年次報告書
〔基本理念〕

- 健やかでうるおいのある豊かな環境の確保と継承
- 自然と人間との共生及び循環型社会の構築
- 地球環境問題への認識及び事業活動，日常生活における推進
- すべての者の参加，協力，連携

(3) 環境の保全及び形成に関する基本的施策

①環境の保全及び形成に関する施策の基本方針（第10条）

- 人の健康の保護及び生活環境の保全
- 廃棄物の減量，適正処理及び資源の循環的利用，エネルギーの有効利用の促進
- 生物多様性の確保並びに多様な自然環境の保全及び形成
- ゆとりとうるおいのある快適な環境の保全及び形成
- 地球環境保全への配慮

②鹿児島県環境基本計画（第11条）

- 計画策定の趣旨，基本的事項，主要な手続等

③環境の保全及び形成のための施策等（第12条～第21条）

- 施策の策定等に当たっての配慮
- 情報の提供
- 環境学習等の推進及び自発的活動の促進
- 環境影響評価の推進
- 規制の措置及び監視等の体制の整備
- 調査研究等の推進
- 資源の循環的な利用の促進等
- 地域の特性を生かした快適な環境の形成
- 事業者及び県民への支援
- 原子力発電所周辺地域における環境放射線の監視，測定等

④地球環境の保全の推進（第22条）

- 地球環境の保全に関する施策の積極的な推進
- 地球環境保全に関する県・市町村・事業者・県民それぞれの役割に応じた積極的な取組
- 国際協力の推進